

I

医 地 第 36 号
令和 8 年 10 月 14 日

長浜市長 浅見 宣義 様

日本赤十字社
医療事業推進本部長 渡部 洋一
(公印省略)

市立長浜病院と長浜赤十字病院の経営一体化の 3 案について（回答）

平素より日本赤十字社の事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 8 年 10 月 1 日付長健医第 162 号をもって照会のありました「市立長浜病院と長浜赤十字病院の経営一体化の 3 案」につきまして、日本赤十字社としての現時点における考え方を下記のとおり回答いたします。

記

1 「①長浜日赤買収」について

長浜赤十字病院は、長年にわたり滋賀県湖北地域における基幹的な医療機関として地域医療の提供に努めてまいりました。

日本赤十字社といたしましては、今後も引き続き湖北地域において赤十字病院としての役割を果たし、地域住民の皆様に必要な医療を提供していきたいと考えております。

こうした基本的な考え方から、現時点では長浜赤十字病院を譲渡することは想定しておらず、本案について検討を進める予定はありません。

2 「②指定管理導入」について

指定管理者制度の導入につきましては、地域医療提供体制の維持・確保に資する有力な手法であると認識しており、日本赤十字社としてもこれまで貴市と協議を重ねてまいりました。

一方で、その実現に当たりましては、経営責任の所在、施設・設備の取扱い、人員体制、指定管理料や指定管理者納付金等の財政面に関する具体的な諸条件について十分な確認と整理が必要であると考えております。

そのため、詳細な条件等をご提示いただいたうえで、実現可能性について貴市と協議させていただきたいと考えております。

なお、将来にわたり湖北地域において持続的かつ安定的な医療提供体制を確保していく観点から、本手法が経営一体化による病院運営の在り方の中では、湖北医療圏における将来的な医療提供体制確立に向けた有力な方策であると考えております。

3 「③日赤への譲渡」について

市立長浜病院の譲渡につきましては、地域医療の確保という観点から、具体的な譲渡条件の内容を踏まえ検討すべき事項であると認識しております。

したがって、日本赤十字社として現時点で一律に否定するものではなく、譲渡条件や運営体制等を詳細に確認したうえで検討させていただきたいと考えております。

ただし、将来にわたり安定した地域医療を継続するためには、施設の維持更新や医療機能の確保に必要な財政的負担が見込まれることから、仮に市立長浜病院の譲渡について協議を進める場合であっても、貴市による継続的な財政支援をはじめとした支援が不可欠であると考えております。

4 今後の協議について

日本赤十字社といたしましては、湖北地域における医療提供体制を将来にわたり維持・確保することを最も重要な事項と考えております。

今後とも、貴市が進められる病院再建・再編に関する検討状況を踏まえながら、地域住民に必要な医療を安定的に提供できる持続可能な体制の実現に向け、引き続き協議・調整させていただきます。